

議會報告會資料

我孫子市議會

目 次

1	我孫子市議会の仕組み	-----	1
2	総務企画常任委員会報告	-----	11
3	教育福祉常任委員会報告	-----	17
4	環境都市常任委員会報告	-----	25
5	予算審査特別委員会報告	-----	35
6	決算審査特別委員会報告	-----	43
7	我孫子市議会基本条例	-----	55
8	議員定数	-----	別冊

議会報告会日程

日 時	場 所
平成28年10月22日（土曜日） 9時30分～11時30分	湖北台近隣センター 多目的ホール
平成28年10月22日（土曜日） 14時～16時	近隣センターふさの風 多目的ホール
平成28年10月23日（日曜日） 14時～16時	市民プラザ 多目的ホール

我孫子市議会の仕組み

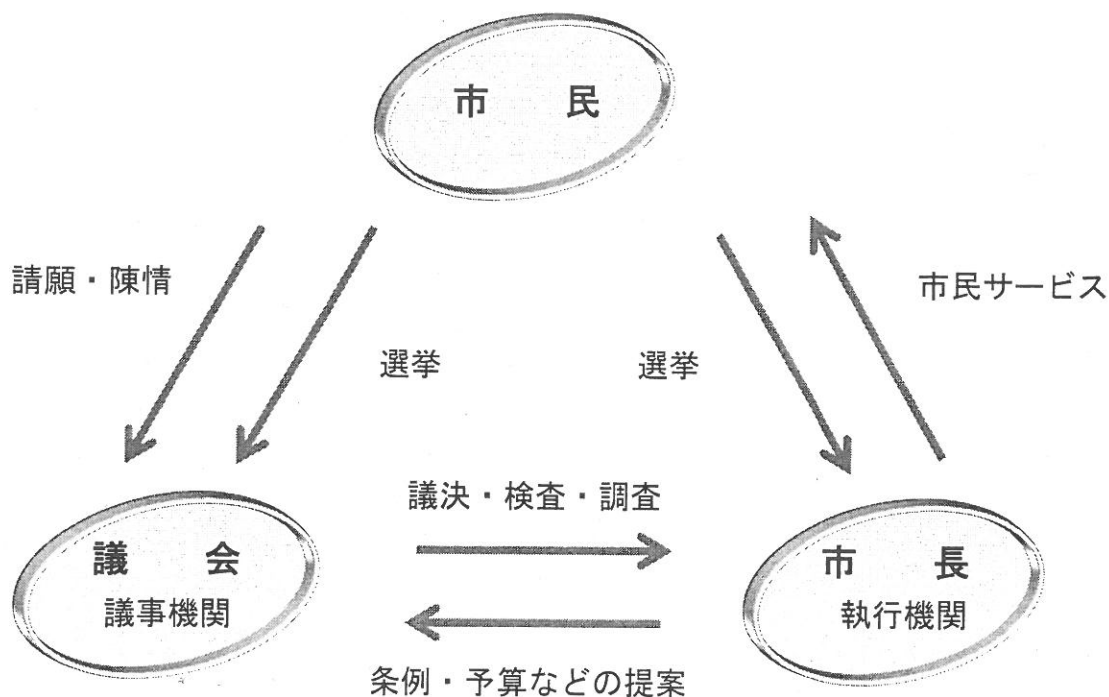
1 市議会の役割

私たちのまち我孫子市を、より住みよく明るいまちにするためには、市民全員で話し合い、市政を運営していくことが必要ですが、市民すべてが一堂に会して市政の運営について話し合うことは不可能です。そこで、市民の代表として市議会議員や市長を選挙によって選び、市政の運営をゆだねています。

市議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

市議会は市政の方針を決定したり、市政が適正に行われているかチェックしたりする機関で「議事機関」といいます。また、市議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが市長で、市長をはじめ教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などを「執行機関」といいます。

市議会と市長は、まったく対等の立場に立って互いに尊重し、論議し合いながら明るく住みよい我孫子市をつくるために努力しています。



2 市議会の権限

市議会は市民の代表として十分な活動ができるように、地方自治法に議会の権限が定められています。主な権限は次のとおりです。

◆ 議決権（地方自治法第96条）

市議会の最も代表的な権限で、条例や予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分の決定などを行います。

◆ 検閲・検査及び監査の請求権（地方自治法第98条）

市の事務に関する書類や計算書を検閲したり、金銭出納の執行状況を検査したり、市の監査委員に監査を求めるなど、市民の代表として市政を監視します。

◆ 意見書の提出権（地方自治法第99条）

市の公益に関することについて、議会の意思をまとめた文書を、国会又は関係行政庁に意見書として提出することができます。

◆ 調査権（地方自治法第100条）

市の事務を独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。

◆ その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権（地方自治法第103条第1項）、市長が副市長（地方自治法第162条）、教育委員会教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条）、監査委員（地方自治法第196条）などを選任する場合の同意権、市民から提出された請願の審査（地方自治法第124条・125条）などがあります。

また、議会を構成する議員の代表的な権限として、議案の提出権（地方自治法第112条）があります。

3 我孫子市議会の概要

◆ 議員数と任期

条例定数 24人（条例制定 平成21年3月24日）

議員定数の推移

昭和54年9月に地方自治法の法定定数「36人」を4人減少し、昭和54年の市議会議員一般選挙から「32人」に改正、その後、平成11年、平成19年、平成23年の改正を経て、平成23年11月の市議会議員一般選挙から議員定数は「24人」となっています。

適用市議会議員選挙	S. 54	H. 11	H. 19	H. 23
議員定数	32人	30人	28人	24人

現議員の任期 平成27年12月1日から平成31年11月30日まで

議員報酬

最近の議員報酬の推移は次のとおりです。

平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、財政状況を考慮し、月額10,000円を減額しています。さらに引き続き、平成25年4月1日から当分の間、財政状況を考慮し、月額10,000円を減額しています。

注：H12.4.1の報酬額は、減額前の額

適用日	前々回（H2.10.1）	前回（H4.4.1）	H12.4.1
議長	455,000円	495,000円	540,000円
副議長	405,000円	445,000円	480,000円
議員	380,000円	410,000円	450,000円

◆ 議長・副議長

議長 坂 卷 宗 男（平成27年12月4日から）

副議長 西 垣 一 郎（平成27年12月4日から）

◆ 会派別議員一覧

自分たちの意見を市政により多く反映させるため、同じ意見や考え方などを持った議員2人以上で会派を結成することができます。

平成28年5月30日現在

会 派 名	議 員 名	■会派代表
清 風 会	■松島 洋 茅野 理 椎名幸雄 甲斐俊光 西垣一郎 高木宏樹 澤田敦士	
あ び こ 未 来	■印南 宏 早川 真 坂巻宗男 飯塚 誠	
公 明 党	■木村得道 江原俊光 関 勝則 戸田智恵子	
無所属ネットワーク	■豊島庸市 芹澤正子	
N e x t あ び こ	■内田美恵子 久野晋作	
日 本 共 産 党	■岩井 康 野村貞夫	
会 派 に 所 属 し て い な い 議 員	佐々木豊治 日暮俊一 海津にいな	

◆ 委員会（平成28年5月30日現在） ◎委員長 ○副委員長

常任委員会

市政が広範化、複雑化してきたことにより、議案その他必要な議決事項を、本会議の中できめ細かく審議することは困難です。

そのため、議案などを専門的、能率的に審査する議会の常設機関として、少人数の議員で構成する常任委員会が設けられています。

我孫子市議会には、次の3つの常任委員会があり、議員はかならず1つの委員会に所属しています。

総務企画常任委員会	定数 8人	委員	◎甲斐俊光 ○海津にいな 茅野 理 椎名幸雄 坂巻宗男 戸田智恵子 内田美恵子 佐々木豊治
		所管	総務、広報、企画、財政、住民記録、市民活動、 防災、消防など
教育福祉常任委員会	定数 8人	委員	◎江原俊光 ○芹澤正子 松島 洋 澤田敦士 印南 宏 関 勝則 久野晋作 岩井 康
		所管	福祉、介護、国保、保育、教育、生涯学習など

環境都市常任委員会	定数 8人	委員	◎飯塚 誠 ○高木宏樹 西垣一郎 早川 真 木村得道 豊島庸市 野村貞夫 日暮俊一
		所管	商業、農業、環境、道路、交通、上下水道、都市計画、公園、住宅など

議会運営委員会

議会の運営が円滑に行われるよう、議会の運営、会議規則や委員会条例、議長の諮問に関することを協議する機関として設けられています。委員は2人以上の会派から所属議員数に応じて選任されます。議長・副議長も出席します。

議会運営委員会	定数 9人	委員	◎松島 洋 ○江原俊光 椎名幸雄 飯塚 誠 芹澤正子 久野晋作 岩井 康
		所管	議会の運営、会議規則や委員会条例、議長の諮問に関する事など

特別委員会

ほとんどの議案は常任委員会で審査されますが、特定の問題や議会が必要と認めるときには、特別委員会を設けて調査又は審査をすることができます。

我孫子市議会では、一般会計予算及び決算の審査には、その都度特別委員会を設置することになっています。

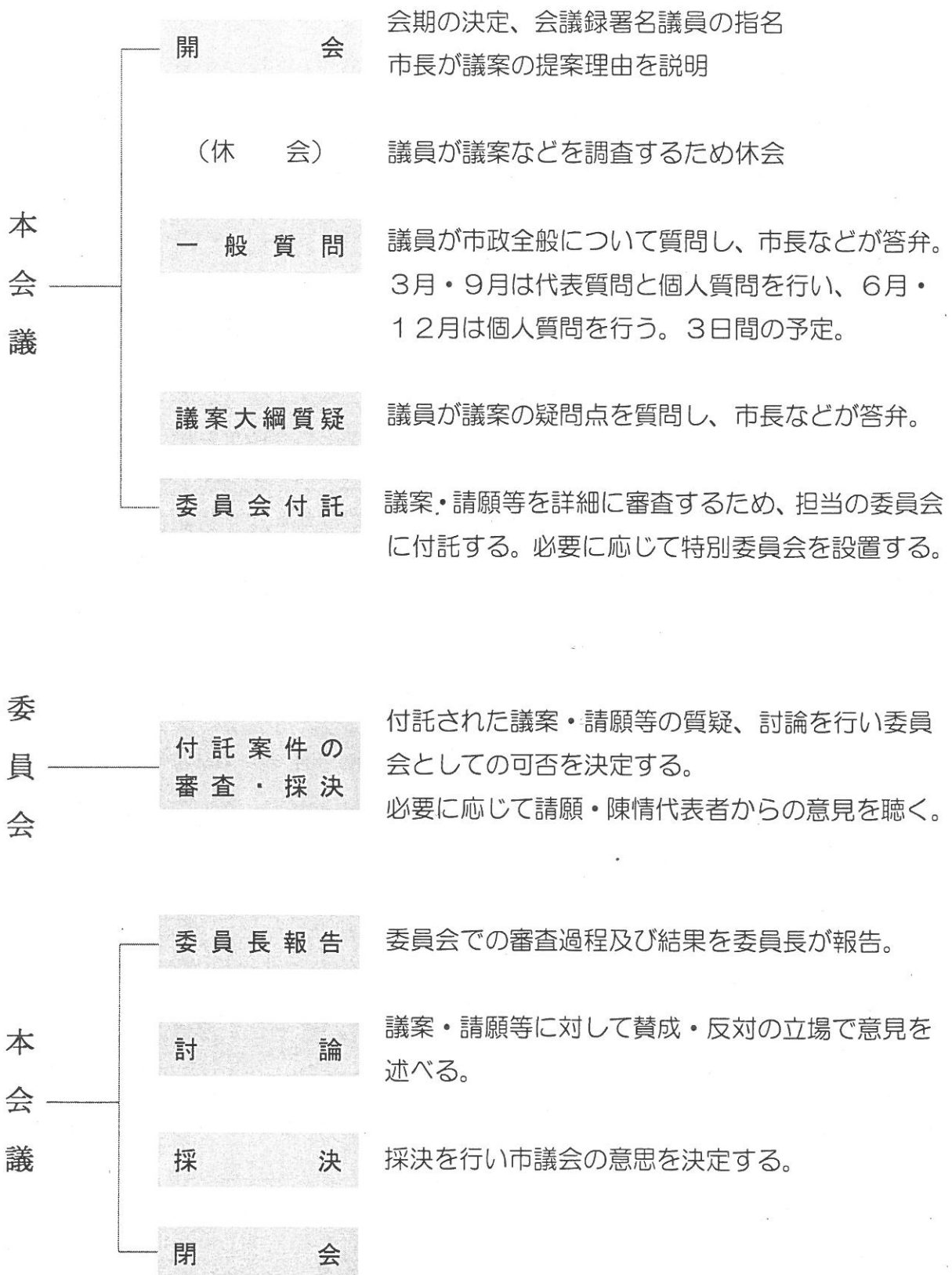
4 市議会の運営（定例会の流れ）

市議会には、定期的にかかれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があり、決められた一定の活動期間（会期といいます）中に本会議や委員会を開いて、議案等の審査を行います。

我孫子市議会の場合、定例会は年4回開くことになっており、おおむね3月、6月、9月、12月に開会されます。

市議会の活動は、会期中に行うのが原則ですが、会期外でも必要に応じて議会の議決により委員会を開き活動することがあります。

会期中の議事は定例会により異なりますが、おおむね次のように進められます。



◆ 本会議

本会議は全議員により構成され、議案等を審議し、最終意思を決定するほか、市政全般について質問を行う会議です。

本会議を開くためには、原則として議員定数の半数以上の出席が必要です。また、議会の意思は原則として出席議員の過半数で決定します。

27年の本会議開催状況・議決結果

本 会 議	会 期	会 期 日 数	本 会 議 日 数	議 決 結 果						傍 聴 者 数 (人)
				原 案 可 決	可 決 認 定	同 意 可 決	継 続 審 査	承 認	認 定	
第1回定例会	2/25~3/19	23	5	36		5				139
第2回定例会	6/8~6/26	19	5	10		2		6		96
第3回定例会	8/31~9/25	26	5	15	1	1			5	78
第4回定例会	12/4~12/24	21	4	17		1				80
計		89	19	78	1	9		6	5	393

27年の委員会開催状況

委員会名	会期中 (日)	閉会中 (日)	計	付託案件 (件数)	傍聴者数 (人)
総務企画常任委員会	7	0	7	17	85
教育福祉常任委員会	6	0	6	30	24
環境都市常任委員会	6	0	6	18	15
予算審査特別委員会	10	0	10	6	13
決算審査特別委員会	3	0	3	6	4
放射能対策特別委員会	3	0	3	1	19
議会改革特別委員会	0	0	0	—	0
議会運営委員会	20	6	26	—	25
計	55	6	61	78	185

5 9月定例会での審議結果 議決総数 19件

◆ 市長提出議案 19件

条例の一部改正	1件	原案可決（賛成全員）
工事請負契約の締結	1件	原案可決（賛成全員）
財産の取得（農業拠点施設整備に伴う調理機器等）	1件	原案可決（賛成多数）
財産の取得（LGWAN 接続用パソコン等）	1件	原案可決（賛成全員）
損害賠償の額の決定	1件	原案可決（賛成全員）
市道路線の認定	1件	原案可決（賛成全員）
市道路線の変更	1件	原案可決（賛成全員）
規約の変更	1件	原案可決（賛成全員）
補正予算（一般会計・国民健康保険・下水道 ・介護保険・後期高齢）	5件	原案可決（賛成全員）
決算（一般会計・国民健康保険・下水道・ 介護保険・後期高齢）	5件	認定（賛成全員）
水道会計剰余金の処分及び決算	1件	可決・認定（賛成全員）

※議員別の採決結果につきましては、次ページの「平成28年第3回定例会採決結果一覧」を参照ください。

議案番号	事件名	採決結果	清風会				あびこ未来				公明党				無所属ネットワーク		Nextあびこ		日本共産党		会派に所属していない議員		賛成	反対				
			松島洋	茅野理	椎名幸雄	甲斐俊光	西垣一郎	高木宏樹	澤田敦士	印南宏	早川真	坂巻宗男	飯塚誠	木村得道	江原俊光	関勝則	戸田智恵子	豊島庸市	芹澤正子	内田美恵子	久野晋作	岩井康			野村貞夫	佐々木豊治	日暮俊一	海津いな
議案第16号	平成27年度我孫子市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第17号	平成27年度我孫子市水道事業会計剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第18号	財産の取得(LGWAN接続用パソコン等)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第19号	損害賠償の額の決定	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

総務企画常任委員会報告

委員長	甲斐俊光
副委員長	海津にいな
委員	茅野 理、椎名幸雄、坂巻宗男 戸田智恵子、内田美恵子、佐々木豊治

1. 議案の審査経過および結果（2件）

議案第6号

議案名	東葛中部地区総合開発事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
概要	東葛中部地区総合開発事務組合の事務処理の効率化を図るため、現行組織の見直しを行い、事務所の位置を変更するため、当該組合規約の変更について関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得るもの
質疑概要	質問：事務所移転の経緯は。 答弁：これまでも事務の効率化について協議しており、柏市、流山市、我孫子市の協議が整ったため提案をするものである。
	質問：事務組合で仕事をするのが今の時代に合っているのか。今後は組織の見直しも含め、行革的な視点で議論を進めてほしい。 答弁：現在もそのような議論は行われている。今後も引き続き議論を進めて行く予定である。
	質問：移転時期と人数は。 答弁：11月1日を予定している。15人全員が移動する。
	質問：事務を一括して行うことにより、賃料だけでなく、人員体制についても効率化が図れると思われるが、今後の対応は。 答弁：人員体制について、今回は特に少なくなることはないが、今後検討して行きたい。
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第18号

議案名	財産の取得について
概要	<p>社会保障・税番号制度における自治体情報セキュリティ強化対策事業への対応として、個人番号利用事務系とその他内部事務系とのネットワーク分割により、新たに必要となるL GWAN 接続用パソコン等の機器を購入するもの</p>
質疑概要	<p>質問：個人番号利用系パソコンのセキュリティ対策はどのようになるのか。</p> <p>答弁：他の内部事務系ネットワークとの通信やメールの受信ができないように設定する。</p> <p>質問：パソコンの2台体制に向けて、改めて個人情報漏洩の対策を行ってほしい。</p> <p>答弁：非常に重要なことなので、全庁職員に周知徹底をし、しっかり取り組んで行く。</p> <p>質問：外部からのウイルスに対するセキュリティ対策も行っているのか。</p> <p>答弁：インターネット環境を構築した当時から、ウイルスチェックやWEBの閲覧制限を行っている。今後は、都道府県ごとにインターネットセキュリティ対策を集約し、高度なセキュリティ対策を実施し、自治体ごとのインターネットセキュリティ対策における差がなくなるように現在進めている。</p> <p>質問：職員がパソコンを利用する際のセキュリティ対策と管理方法は。</p> <p>答弁：平成24年度から、職員ごとにパソコンにログインするための認証カードを導入している。認証カードには個別にパスワードが設定されており、また操作内容の記録が残り、操作記録については情報管理室で管理をしている。離席時に認証カードを抜くとパソコンがロックされ、使用できなくなる。認証カードは、退庁時には鍵のかかるキャビネットに入れるよう徹底している。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

2. 所管事項で特に議論された事項について

項目	「避難行動要支援者名簿の提供」について
担当課	市民安全課
質問内容	<p>質問：これまでに名簿情報を提供した自治会、自主防災組織の数は。</p> <p>答弁：7つの自治会と1つの自主防災組織である。</p> <hr/> <p>質問：名簿情報を提供した自治会等から、防災訓練などの具体的な取り組みの話は出てきているのか。</p> <p>答弁：まだ出てきていない。まずは安否確認から始めて行きたいと考えている。</p> <hr/> <p>質問：名簿情報を提供した自治会等がモデルケースとなり、先導的な役割を担い、我孫子市の要支援者計画が進むように、行政の責務として対応してほしい。</p> <p>答弁：防災訓練の様子をしっかりと把握して、他の自治会、自主防災組織に情報提供できるように対応して行きたい。</p> <hr/> <p>質問：自治会や自主防災組織と締結した、名簿情報提供に関する協定の主な内容は。</p> <p>答弁：主に名簿の保管場所や、名簿情報の使用目的についてなどである。</p> <hr/> <p>質問：自治会等へ名簿情報の提供を進めて行く方策は。</p> <p>答弁：先進自治会や自主防災組織の例を積極的に開示して、名簿情報を提供して行きたい。</p>

項目	「我孫子市ホームページの多言語対応」について
担当課	秘書広報課広報室、企画課
質問内容	<p>質問：周辺自治体の、ホームページの多言語対応への取り組み状況は。</p> <p>答弁：松戸市、柏市、流山市、印西市などが対応している。</p>
	<p>質問：今後、実施に向けてどのような経過をたどっていくのか。</p> <p>答弁：近隣の多言語対応の状況を調べ、我孫子市で使用する言語や予算などの検討を進めて行きたい。</p>
	<p>質問：外国語で情報を提供することで、外国人の方にも我孫子の認識を深められると思うが、市の考えは。</p> <p>答弁：我孫子市国際交流協会と協力をしながら、少しずつ準備が必要だと思っている。外国人の方がどんな情報を必要としているのかも考えて、対応しなくてはいけないと考えている。</p>
	<p>質問：我孫子に住んでいる外国人の方への対応だけでなく、これから我孫子に来る外国人観光客の方への取り組みも検討してほしい。</p> <p>答弁：多言語対応だけでなく、海外の生活習慣に合わせて対応していく必要があると考えているので、ひとつずつ解決して行きたい。</p>
	<p>質問：今年度、国際化推進基本方針を策定中とのことであるが、やさしい日本語でふりがなをふってほしい。</p> <p>答弁：ご意見として検討して行きたい。</p>

教育福祉常任委員会報告

委員長	江原俊光
副委員長	芹澤正子
委員	松島洋、澤田敦士、印南宏 関勝則、久野晋作、岩井康

1. 議案の審査経過および結果（6件）

議案第8号

議案名	平成28年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
概要	<p>既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億6,016万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億4,483万1千円とするもの</p> <p>歳入：国庫支出金、療養給付費交付金、繰入金、繰越金を増額し、前期高齢者交付金を減額</p> <p>歳出：償還金、予備費などを増額し、一般職人件費、後期高齢者支援負担金、介護納付金などを減額</p>
質疑概要	<p>質問：前期高齢者交付金が減額となっているが、金額の予測は立てられないのか。また、減額による影響は。</p> <p>答弁：予算計上時は、まだ算定基礎となる数値が国から示されず、昨年度の数値を使ったが、示された数値の結果、減となった。影響は、基金、繰越金、繰入金等で対応できている。今後は歳出をどれだけ抑えられるかが課題。</p> <hr/> <p>質問：前期高齢者交付金の差額が明らかになったのはいつか。</p> <p>答弁：年度が明けてから通知が来た。そのため、9月補正での対応となった。（6月補正には間に合わなかった）</p> <hr/> <p>質問：国保の広域化に伴うシステム改修は、来年以降も同様の補正が出るのか。</p> <p>答弁：今回の改修は27年度の県全体のデータを集め、本番のための仮算定をするために行うもの。今後は広域化に伴う事務処理のシステム改修などの可能性があるほか、市での納付金の振り分け等のシステムも今後かかってくる予定。</p> <hr/> <p>質問：広域化に伴い、市の国民健康保険はどう変化するか。</p> <p>答弁：県が示す納付額が市の保険税額に跳ね返るため、金額によっては税率などを変えなければならないこともある。</p> <hr/> <p>質問：広域化の件は市民に丁寧にお知らせを。</p> <p>答弁：広報等をとおしてお知らせしていきたい。</p> <hr/> <p>質問：数字を四捨五入して、どこかで数字が違うときに、調整することはあるのか。</p> <p>答弁：合計金額がずれないようにしている。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第10号

議案名	平成28年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第1号）
概要	<p>既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,449万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億6,949万円とするもの</p> <p>歳入：繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額</p> <p>歳出：基金積立金、償還金、一般会計繰出金を増額し、一般職人件費を減額</p>
質疑概要	<p>質問：一般会計繰入金の人件費分は、何人に相当するのか。</p> <p>答弁：27年度当初予算を組んだときの人件費から実際に平成28年度定期人事異動があった後に確定した人件費を引いた差額。額が多くなっているのは、昨年度見越していた正規職員の保健師1名が退職し、採用に至らずに臨時職員で対応しているため、額が多くなっている。</p> <hr/> <p>質問：正規職員の保健師がやめたところについては臨時職員で対応しているとのことだが、実際の市民サービスに差はないのか。</p> <p>答弁：主な仕事内容は正規職員と遜色ない形で対応しているが、最終的な責任の部分については正規職員でカバーしながら対応している。</p> <hr/> <p>質問：来年度は正規職員の保健師を採用するのか。</p> <p>答弁：現在、正規職員の採用をお願いしており、来年度は正規職員を迎え入れたい。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第11号

議案名	平成28年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
概要	<p>既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,503万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,903万3千円とするもの</p> <p>歳入：繰越金を増額し、一般会計繰入金、雇用保険料被保険者立替金を減額</p> <p>歳出：一般職人件費、予備費を増額し、非常勤一般職人件費を減額</p>
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第13号

議案名	平成27年度我孫子市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
概要	歳入総額：163億5,916万6,965円 歳出総額：159億3,968万8,747円
質疑概要	<p>質問：26年度から27年度で被保険者数は減っているが、実際の歳入歳出の決算額は増加している。その理由は。</p> <p>答弁：理由として主に2つ考えられる。1つは、被保険者数は減っているが、前期高齢者数は増えていること（前期高齢者は他の年代に比べて医療費がかかる）、もう1つは医療の高度化に伴う医療費の上昇が考えられる。</p> <hr/> <p>質問：被保険者数は減っているが、歳入は増えている。このあたりについての関係は。</p> <p>答弁：歳入には、かかった医療給付費によって支払われる交付金の部分などがあり、医療費が上がれば、それだけ歳入は上がる。</p> <hr/> <p>質問：ジェネリック医薬品差額通知作成についての内容と、委託しなければならない理由は。</p> <p>答弁：この件は千葉県国保連合会にお願いしているが（1件500円）、問合せに関する機能も備えた金額となっており、市で用意した場合はこの金額では収まらないことから、委託が正解と考える。</p> <hr/> <p>質問：ジェネリック医薬品の利用促進のPR方法は。</p> <p>回答：納入通知書に保険証に貼れるシール等をつけたり、チラシや500円以上差が出る方に差額通知を出している。</p> <hr/> <p>質問：収入未済と不納欠損に関して、徴収率を上げる努力は何をしているか。</p> <p>答弁：督促や催告を送るのはもちろん、滞納者の財産調査を行ったうえで交渉を行っている。財産があっても協議に応じない方には差し押さえを行っていることもある。</p> <hr/> <p>質問：不納欠損に至るまでの市のとるべき手段について、何をしているか。また、最終決裁は誰か。</p> <p>答弁：財産等がわかれば差し押さえをしている。あとは法律で決まっていることを粛々と行っている。最終決裁は市長。</p>
審査結果	認定（賛成全員）

議案第15号

議案名	平成27年度我孫子市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
概要	歳入総額：85億4,372万7,422円 歳出総額：83億5,113万3,175円
質疑概要	<p>質問：27年度は25・26年度と比べると当初予算額と収入済額でかなり乖離があるが、その理由は何か。</p> <p>答弁：予算の組み方として、計画に基づいた介護保険給付費が大もとになっていて、それに対する収入財源として保険料や国・県支出金が充てられる。27年度は第6期計画の初年度になるが、給付費の見込みよりも実際は給付が若干下がったため、減額になっている。</p> <p>質問：高額介護サービス費が前年度より約2,500万円増えているが、制度改正による自己負担割合の変更の影響が理由か。</p> <p>答弁：1つの理由として制度改正があると思うが、そのほか、昨年度は特別養護老人ホームと有料老人ホームが1施設ずつ増えたことが高額介護サービス費が増えている要因の1つと考えられる。</p> <p>質問：27年度の高齢者なんでも相談室の活動状況の評価は。</p> <p>答弁：相談件数も伸びてきていることや委託により、比較的職員の異動がなく、同じ方に相談できる安心感もあり、相談室として十分な機能を果たしていると評価している。</p>
審査結果	認定（賛成全員）

議案第16号

議案名	平成27年度我孫子市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
概要	歳入総額：15億5,536万6,563円 歳出総額：15億1,352万479円
質疑概要	質疑なし
審査結果	認定（賛成全員）

2. 所管事項で特に議論された事項について

項目	市民体育館について
担当課	文化・スポーツ課
質問概要	<p>質問：市民体育館アリーナへのエアコン設置を。</p> <p>答弁：市のほかの事業との兼ね合いもあるが、大規模修繕等に合わせるかできないかを検討したい。</p>
	<p>質問：トレーニングルームが拡張されたが、現在の登録者は。また、利用者が増えているため、トレーニングルームをさらに拡張するような検討は可能か。</p> <p>答弁：登録者は現在、1,955人。拡張については現状の体育館の中でなかなかいいアイデアが浮かばないが、隣接の会議室の利用がない時にストレッチや体幹トレーニング用に開放するなど、少しでも狭さを解消できるような形で取り組んでいる。</p>
	<p>質問：市民体育館へのアクセスが現状良くない。ぜひ検討を。</p> <p>答弁：市民にたくさん体育館を使ってもらえればそれにこしたことはないので、何とかしたい思いはずっとある。指定管理者がかわって利用者が300%増しになっている現状もあるため、それに追いつけるように考えたい。</p>
	<p>質問：貸し出し用AEDに小児用のパットを用意すべきでは。</p> <p>答弁：話をいただいた後に指定管理者で小児用パットを用意した。</p>
	<p>質問：新木駅から徒歩で市民体育館へ来る市外の生徒の交通マナーが悪い場面が見られる。指導者や団体に指導をすべきでは。</p> <p>答弁：これまでも注意を行ってきたが、今以上に行っていく。</p>

項目	子どもの学習支援について
担当課	社会福祉課（質問概要の最後の質問の担当は子ども支援課）
質問概要	<p>質問：子どもの学習支援の目的で、対象を中学生に絞っているが、その理由は。</p> <p>答弁：市民との意見交換会や学習支援団体の方の意見を参考にした。小学生や高校生も、という意見もあったが、子供たちが学習のおくれや学校以外での学習の習慣づけについて意識するのが中学2年から3年ということで、一番対象としていいのではないかと考えたこと、また、対象範囲を拡大すると今回の事業の焦点が拡散してしまう恐れもあったことから中学生に絞った。</p>
	<p>質問：生徒を集める方法は。</p> <p>答弁：周知の仕方が重要と考えている。広報等で募集は行うが、ケースワーカーや学校とも連携をして、必要な子どもに情報が届くようにしていきたい。</p>
	<p>質問：今現在、NPOなどの団体が行っているのは我孫子地区や湖北地区があるが、布佐地区も11月を目途に学習支援事業をやっていくという理解でよいか。</p> <p>答弁：週1回、月曜日の想定で開催したいと考えている。</p>
	<p>質問：任意事業としての子どもの学習支援事業から離れるかもしれないが、現在、2カ所のあびっ子クラブでスタディタイムというものを行っていると聞いている。小学生にも今後、学習支援の場ができればと考えるが、どうか。</p> <p>答弁：スタディタイムについては、今後展開していく上で学校や教育委員会と連携して少しでも増やしていければと考える。</p>

環境都市常任委員会報告

委員長	飯塚 誠
副委員長	高木宏樹
委員	西垣一郎、早川 真、木村得道 豊島庸市、野村貞夫、日暮俊一

1. 議案の審査経過および結果（9件）

議案第1号

議案名	我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
概要	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用する同法の題名を改めるとともに、条項のずれを整理するもの
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第 2 号

議案名	財産の取得について
概要	我孫子市手賀沼親水広場水の館内に農業拠点施設を整備することに伴い、加工施設調理機器、飲食施設厨房機器及び備品一式を購入するもの
質疑概要	<p>質問：飲食施設運営者から調理機器等の使用料を徴収するのか。また、光熱水費の負担はどうか。</p> <p>答弁：農業拠点施設の管理運営は指定管理者方式を予定しており、農業者主体の㈱あびベジを考えている。また、飲食施設の運営も指定管理者が行うこととしているが、使用料徴収は考えていない。なお、光熱水費は指定管理者が負担することになる。</p> <p>質問：公募型競争入札を行い落札率は 59.41% で、安価に契約できたと評価しているが、品質は大丈夫か。</p> <p>答弁：市で指定した備品または同等品のため、問題ない。</p> <p>質問：市はどのような飲食施設としたいのか。また、どのような加工食品を提供したいのか。</p> <p>答弁：農業拠点施設は、環境保全型農業の促進、地産地消の推進、食育の推進、市民と農家の交流の場など、さまざまな機能を持っている。</p> <p>この施設は、水環境保全啓発施設ということもあり、多くの人に来てもらいたいため、飲食施設では、我孫子産野菜を数多く使った料理を提供し、我孫子産野菜は安全・安心でおいしいことをPRするとともに、交流人口の拡大につなげたい。</p> <p>質問：株式会社が飲食施設で収益事業を行うときに、備品を市で準備する必要があるのか。</p> <p>答弁：㈱あびベジは、農業施策を推進する農家の皆さんの団体であり、農産物直売所アンテナショップを運営している。市は㈱あびベジを支援・育成してきており、通常の株式会社とは違うと捉えているため、基本的に必要な備品は市が準備する考えである。</p>
審査結果	原案可決（賛成多数）

議案第3号

議案名	工事請負契約の変更について
概要	我孫子4丁目地下式調整池築造工事について、土質改良材の添加量の変更に伴い請負金額が増額となることから、工事請負契約の一部を変更するもの
質疑概要	<p>質問：議案のとおり変更した方が有利になるのか。</p> <p>答弁：建設発生土について、土質改良せず産業廃棄物として処分する場合の処分費は約 5,800 万円、変更して普通残土として処分する場合の処分費は約 2,700 万円になり、変更した方が約 3,100 万円安価となる。</p> <hr/> <p>質問：残土の処分先はどこか。</p> <p>答弁：印西市内の土地造成工事で使用している。</p> <hr/> <p>質問：土質改良材は安全なものか。</p> <p>答弁：製紙の製造過程でできるもので、全国各地の道路工事、鉄道工事、河川のしゅんせつ工事等で使用されている。</p> <hr/> <p>質問：土質調査は工事前に実施しなかったのか。</p> <p>答弁：工事前に土質調査を十分実施することは可能であったが、本体工事の中で調査した方が経済的かつ効率的である。なお、工事前はボーリング調査を1本実施しているが、目的は調整池の構造を安全なものとするためである。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第 4 号

議案名	市道路線の認定について
概要	開発行為により市に帰属した道路等について、交通の利便性の向上及び安全性の確保を図るために、新たに市道路線を認定するもの
質疑概要	<p>質問：柏市との市境で未舗装となっている部分について、柏市側で開発行為があった場合、セットバックとともに、舗装をしてもらってはどうか。</p> <p>答弁：柏市側でセットバックすることになった場合は、未舗装部分も舗装するように柏市に要請する。</p> <hr/> <p>質問：カラー舗装部分を修繕する場合、同じくカラーリングするのか。</p> <p>答弁：カラーリングは比較的高い工事費となるため、今のところ厳しいと考える。</p> <hr/> <p>質問：道路に傷が付いていた部分はどうするのか。</p> <p>答弁：基本的には傷を付けた原因者が直すことになるため、原因者に指導しているところである。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第 5 号

議案名	市道路線の変更について
概要	市道 27-065 号線の道路用地の一部を、新たに認定を予定している 27-066 号線の区域内に付け替えるために、市道路線を変更するもの
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第9号

議案名	平成28年度我孫子市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
概要	<p>既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,076万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,606万6千円とするもの</p> <p>歳入：繰越金、諸収入を増額し、一般会計繰入金、市債を減額 歳出：浸水対策単独事業、消費税及び地方消費税、予備費を増額し、一般職人件費を減額</p>
質疑概要	<p>質問：柴崎幹線整備事業負担金の詳細は。</p> <p>答弁：柴崎（雨水）幹線はJR常磐線の地下を横断する計画になっており、JR施設への影響を予測するための測量・調査をJRに委託するための負担金である。</p> <p>当初は、一般的な影響範囲内として300万円を計上していたが、JRと協議を重ねた結果、一般的な影響範囲外にも、洗車場や鉄塔、線路の切替部などの施設が存在することが判明したため、範囲を広げて測量等を実施することになった。</p> <hr/> <p>質問：測量・調査の結果に対する対応により、柴崎幹線整備の工期に遅れは想定されるか。</p> <p>答弁：幹線整備は下流から順次整備していくことになり、JR常磐線まではまだ時間を要する。幹線整備と調査結果に対する検討を同時並行で行い、少しでも完成が短縮できるようにしたい。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第 14 号

議案名	平成 27 年度我孫子市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
概要	歳入総額：36 億 8,657 万 2,666 円 歳出総額：33 億 7,963 万 7,560 円
質疑概要	<p>質問：予算額に対する決算額の割合について、他会計が歳入・歳出とも 95%以上に対し、公共下水道事業特別会計は、歳入 87.4%、歳出 80.1%と低いが、その要因は。</p> <p>答弁：平成 27 年度から平成 28 年度への繰越額が、6 億 6,898 万 600 円と大きかったためである。このことを考慮すると歳出が 95.9%、歳入は繰越に伴う未収入額を含めると 99.7%である。</p> <hr/> <p>質問：平成 27 年度に実施した浸水対策事業の効果は。</p> <p>答弁：布佐ポンプ場築造工事については、平成 27 年度で終了した。ポンプ場の完成により、今年 7 月 20 日の近隣センターふさの風の雨量計で 1 時間当たり 39.5mm を記録した局所的な集中豪雨でも被害が無かった。なお、この集中豪雨と同規模の 1 時間当たり 49.5mm を記録した平成 25 年 8 月 20 日には 11 件の床下・床上浸水被害があり、事業の効果があったと考えている。</p> <hr/> <p>質問：手賀沼流域汚水処理負担金の東京電力株式会社からの千葉県への損害賠償金について、各市の割合は。</p> <p>答弁：損害賠償金の対象は、手賀沼終末処理場で平成 25 年度に行われた放射能測定検査費用や汚泥焼却灰等の処分費である。これらの費用は、流域 7 市（我孫子市、柏市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市）が各市の汚水流入量に応じて負担しており、損害賠償はその費用に対して支払われるため、損害賠償金の割合は、負担割合と同じく、我孫子市が約 2 割、柏市が約 6 割、他 5 市で約 2 割である。</p>
審査結果	認定（賛成全員）

議案第17号

議案名	平成 27 年度我孫子市水道事業会計剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
概要	<p>収益的収入総額：28 億 833 万 6,200 円 収益的支出総額：24 億 3,391 万 7,922 円 資本的収入総額：936 万円 資本的支出総額：6 億 6,854 万 9,786 円</p>
質疑概要	<p>質問：前年度と比べ、給水人口が723人減少している一方、給水戸数が378戸増加しているのはなぜか。 答弁：行政人口の減少に伴い給水人口も減少したものであり、給水戸数も行政区域内で世帯数が増えていることから増加したものである。なお、世帯当たりの人数が減っていることから、単身世帯が増えている状況だと推察する。</p> <hr/> <p>質問：平成 27 年度決算を踏まえ、今後の事業・営業見通しは。 答弁：給水人口が減少すれば給水収益も減少する一方、施設の老朽化に伴い資金需要は上がっていく傾向は今後も一層顕著になっていくと考えている。 水道事業は、その時々の実態に見合った確固たる経営基盤を構築することが使命であり、需要が縮小している現状では、経営のスリム化を図るとともに、施設の効率化も視野に入れて施設整備を検討していく必要がある。また、人員削減による危機対応力の低下や技術的な人材育成に対応していかなければならないと考える。</p> <hr/> <p>質問：監査委員の意見を踏まえ、平成 27 年度決算を自己分析し、今後の経営に生かして欲しい。 答弁：我孫子市特有の課題を分析し、今後の実施計画に反映していく。</p>
審査結果	可決・認定（賛成全員）

議案第19号

議案名	損害賠償の額の決定について
概要	平成24年7月14日、我孫子市中峠1972番4地先市道において発生した道路管理の瑕疵に基づく事故について、賠償相手方と協議が整ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定めるもの 損害賠償の額：5,800万円
質疑概要	<p>質問：事故発生から4年が経過しているが、その理由は。</p> <p>答弁：怪我の治療をされてきた中、症状が固定されたため、事故発生から4年が経過して損害賠償に至った。</p> <hr/> <p>質問：損害賠償額の算定はどのようにされたのか。</p> <p>答弁：内容は、治療費、入院雑費、休業損害、傷害慰謝料、後遺障害逸失利益、後遺症慰謝料、将来介護費の7項目あり、合計が7,724万4,302円で、過失相殺により5,800万円で双方とも合意に達した。</p> <hr/> <p>質問：過失相殺の内容は。</p> <p>答弁：側溝の蓋の上の歩行中の事故であったため、相手方にも過失があったことによる。</p> <hr/> <p>質問：事故発生前に危険箇所との認識はあったか。</p> <p>答弁：道路パトロールは基本的に年4回実施しているが、側溝の蓋の老朽化のため、当時は発見が困難だった。</p> <hr/> <p>質問：老朽化している蓋について、再整備する検討は行ったか。</p> <p>答弁：今回事故のあった蓋と同じタイプを使用している地域のパトロールを行い、老朽化している蓋は早期取替えを行った。</p> <p>今回の事故を踏まえ、蓋の老朽化を注視して道路パトロールを実施している。また、事故を未然に防ぐため、道路パトロールの強化とともに、市職員や郵便局職員に情報提供の協力を依頼し、不具合の早期発見に努めている。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

2. 所管事項で特に議論された事項について

項目	道路管理について
担当課	道路課
質問内容	<p>質問：路肩に設置されている段差ブロックは危険ではないか。</p> <p>答弁：自転車やバイク等の通行で危険なため、関係部署と連携して個別に指導していく。</p> <p>質問：道路の危険箇所は非常に多く、市が管理している道路を全て正確に把握することが重要だと思う。まずは道路台帳を最新のものにしていく必要があると考えるがどうか。</p> <p>答弁：現在の道路台帳は完全ではないため、今後、詳細に整備する必要がある。</p>

項目	手賀沼観光施設誘導方針及び我孫子新田地区地区計画について
担当課	商業観光課、都市計画課
質問内容	<p>質問：手賀沼観光施設誘導方針はいつ頃正式に決定するのか。</p> <p>答弁：10月中に決定したい。</p> <p>質問：手賀沼観光施設誘導方針と我孫子新田地区地区計画はセットだと考える。誘導方針の決定を、地区計画が決定する予定の来年5月に合わせ、その間、更に誘導方針の精査をしてはどうか。</p> <p>答弁：そういう考えもあるが、地権者からは早く進めて欲しいという要望があるため、10月中に決定したい。なお、地区計画決定は都市計画法の手続きがあるため、決定は来年の5月頃になる予定である。</p> <p>質問：手賀沼観光施設誘導方針は、今後、我孫子市の一つの大きな施策になるので、市が地権者等に積極的にアプローチしていく必要があると考える。</p> <p>答弁：関係部署と協力し、我孫子市の観光に相応しい多様な施設が立地してもらえるように努める。</p>

予算審査特別委員会報告

委員長	椎名幸雄
副委員長	芹澤正子
委員	澤田敦士、早川 真、江原俊光 内田美恵子、岩井 康

議案の審査経過および結果（1件）

議案第7号 原案可決（賛成全員）

議案名 平成28年度我孫子市一般会計補正予算（第2号）

概要 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億5,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ398億700万円とするもの。

補正前額	39,348,000	補正額	459,000	補正後額	39,807,000
------	------------	-----	---------	------	------------

単位：千円

■主な歳入項目

単位：千円

項 目	補正額	内 容
地方交付税	202,901	○普通交付税 202,901千円
国庫支出金(国から市に交付される補助金など)	62,196	○障害児通所給付費等負担金 30,500千円 ○保育所等整備交付金 18,770千円 ○人にやさしいまちづくり事業補助金 △10,456千円 ほか
県支出金(県から市に交付される補助金など)	34,364	○障害児通所給付費等負担金 15,250千円 ○新木駅バリアフリー設備整備事業補助金 12,532千円 ほか
繰入金	△282,246	○財政調整基金繰入金 △330,000千円 ○介護保険特別会計繰入金(過年度清算分) 47,754千円
繰越金	331,310	○前年度繰越金 331,310千円
市債	107,200	○親水広場施設改修事業債 180,000千円 ○各駅E・V・E・S・C整備事業債 20,100千円 ○臨時財政対策債 △92,900千円

■主な歳出項目

単位：千円

項目	補正額	内容
庁舎等維持管理費 (うち公共施設等包括管理業務委託分)	2,281	建築基準法に基づき小中学校の建築設備の定期点検を行うため、公共施設等包括管理業務の委託料を増額するもの。 ○公共施設等包括管理業務委託料 2,281千円
湖北台地区公共施設整備事業	7,000	湖北台地区における公共施設整備として、これまで、消防分署・保育園・子育て支援施設等を複合施設として整備すべく検討を重ねてきた。 しかし、都市計画道路3・4・9号下ヶ戸・中里線整備に伴い、若草幼稚園が移転の意向を示したことから、保育園・子育て支援施設については若草幼稚園の移転内容を踏まえた上で整備することとし、現若草幼稚園用地を含む中里地区に消防分署及び附帯施設を建設する方向で検討が始まった。 これを受け、消防分署及び附帯施設を建設するための基本調査を実施するもの。 ○湖北台地区公共施設整備基本調査業務委託料 7,000千円
防犯事業 (うち自主防犯活動の支援・防犯カメラ設置分)	1,744	防犯カメラは犯罪抑止に効果的であるとともに、安全で安心なまちづくりに有益性をもたらすことから、成田線駅周辺(東我孫子駅～布佐駅)の主要道路等にカメラを4台設置するもの。 ○防犯カメラ設置工事費 1,728千円 ○光熱水費(電気料金) 16千円
防災行政無線施設維持管理費 (うち防災行政無線工事分)	1,296	移動系防災行政無線親局設備は、設置から20年以上が経過し、老朽化による漏電が起きており、今後継続使用が難しく送信不良や受信不良を起す可能性が高いため、設備を更新するもの。 ○防災行政無線工事費 1,296千円

単位：千円

項 目	補正額	内 容
社会福祉施設整備促進事業 (うち介護ロボット等導入支援事業特 例補助金分)	7,416	介護ロボットを導入することで介護従事者の負担軽減及び介護従事者の確保に資することを目的に介護ロボットを導入する事業者に対して、国の交付金を活用し、補助金を交付するもの。 ○介護ロボット等導入支援事業特例補助金 7,416千円
セーフティネット対策事業 (うち生活困窮者自立支援事業分)	206	生活困窮者自立支援法に基づき「子どもの学習支援事業」の運営を円滑に進めるため、利用者や保護者と学習支援員との調整など、学習支援に関する総合的なコーディネートを担当嘱託職員を配置するとともに、学習支援員報酬については、7ヶ月分を減額する。また、市民団体等による活動拠点のない布佐地区で新たに教室を開設するもの。 ○嘱託職員報酬 726千円 ○学習支援員報酬費 △700千円(4月から10月分) ○消耗品(教科書、参考書など) 28千円 ほか
私立保育園運営補助事業	8,980	保育の担い手である保育士の確保に必要な措置を講じ、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができ環境整備を行うため、国が新たな補助事業を実施することに伴い、事業を実施する保育園等運営事業者に対して補助金を交付するもの。 ○私立保育園運営補助金 8,980千円
児童発達支援事業 (うち児童通所支援給付費分)	61,000	給付対象となる発達に支援が必要な児童の利用希望が増加したこと及び6月に児童通所支援サービスを実施する民間事業所が新たに1か所開設されることにより、当該サービスの利用件数が当初見込みを上回るため、増額するもの。 ○児童通所支援給付費 61,000千円

単位：千円

項 目	補正額	内 容
我孫子駅前都市改造事業	5,832	<p>公園坂通りについては、都市計画道路3・4・14号手賀沼公園・久寺家線整備の進捗と併せて将来的に整備していく予定であったが、我孫子駅前土地区画整理事業の平成30年度の換地処分に向けて、公園坂通り入口部分の歩道幅員の確保が必要となったため、交差点改良工事の実施設計を行うもの。</p> <p>○設計委託料 5,832千円</p>
排水施設維持補修費	4,500	<p>我孫子4丁目2番地先の排水路の一部が民地を占用しており、使用貸借契約により使用していたが、当該地を取得した新たな地権者より、占用部分の土地の買取りの申出があり、水路用地を取得するもの。</p> <p>○水路用地取得費 4,000千円</p> <p>○物件補償費 500千円</p>
根戸排水区整備事業	69,600	<p>根戸雨久保地区において、浸水被害を軽減するため、これまで使用貸借契約により暫定調整池として活用していたが、貸主の死亡により土地の買取りの申出が相続人よりあった。根戸排水区の浸水対策事業を本格的に実施するまで、浸水被害のリスクを軽減するために暫定調整池が必要なことから、調整池用地を取得するもの。</p> <p>○調整池用地取得費 69,600千円</p>
さくらプロジェクト	4,201	<p>「さくらプロジェクト寄附事業」での桜の植樹を平成28年度中に完了することとした。また、平成27年度に寄附を受けた思川桜を28年度中に植樹するため、不足する植栽・移植工事を増額するもの。</p> <p>○植栽・移植工事費 4,201千円</p>

単位：千円

項 目	補正額	内 容
公園維持補修費 (うち湖北台中央公園分)	2,182	湖北台中央公園バリアフリー整備工事による発生土を転用目的に仮置きしていたが、公園利用の妨げになる等の住民要望から廃棄を検討していたところ、高野山新田多目的広場の埋立工事を利用するため、発生土の運搬・整地工事を増額するもの。 ○施設整備工事費 2,182 千円
一般事務費 (うちキャリア教育の推進分)	600	元サッカー日本代表、Jリーグ選手をはじめ様々なアスリートを特別授業の講師として迎え、実体験等に基づく授業を通して、仲間を思いやることや仲間と協力すること、夢を持つことの大切さ、失敗を乗り越えて夢や目標に向けて努力しようとする意識や態度を育むことを目的とし、公益財団法人日本サッカー協会が推進するJFAこころのプロジェクト「夢の教室」を実施する。 実施内容は、正規授業2時間分のうち、前半35分はゲームの時間、後半55分はトークの時間となっており、小学校5年生児童を対象として我孫子第二小学校2クラス、並木小学校2クラス、新木小学校3クラスで実施するもの。 ○JFAこころのプロジェクト「夢の教室」実施委託料 600 千円

質疑概要

質問：湖北台地区公共施設整備事業について、今回の検討は若草幼稚園の移転が前提だが、移転先が見つからなかった場合は前提が崩れてしまう。移転を前提にした根拠は。

答弁：歴史ある幼稚園のため移転は悩まれていたが、移転する意向が示されたため、要望に沿えるよう移転候補地の検討を進めている。

質問：セーフティネット対策事業について、「子どもの学習支援事業」の運営を円滑にするためとあるが、学習支援員報酬費700千円を減額する理由は。

答弁：市内の学習支援団体と協定を締結し、4月から実施する予定であったが、さまざまな理由により4月から実施できなかつた。市民や学習支援団体と意見交換した上で、市は11月から実施したいと考えているため、4月から10月までの7ヶ月分を減額した。

質問：JFAこころのプロジェクト「夢の教室」について、スポーツには沢山の夢が詰まっており、子ども達も夢を持ってスポーツに取り組んでいる。是非、来年度以降も継続的にこの事業を実施して欲しいと考えているが、その考えはあるか。

答弁：スポーツだけでなく、子ども達に夢を与えられる事業を準備していきたいと考えている。このような事業は積極的に予算要求していく。

決算審査特別委員会報告

委員長	茅野 理
副委員長	関 勝則
委員	高木宏樹、飯塚 誠、芹澤正子 久野晋作、野村貞夫

議案の審査経過および結果（1件）

議案第12号 原案認定（賛成全員）

議案名 平成27年度我孫子市一般会計歳入歳出決算

概要 歳入 399億2,432万1,201円
 歳出 384億4,756万6,097円
 翌年度繰越 14億7,675万5,104円

一般会計

（1）歳入

（単位：円・％）

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に対する収入率	調定額に対する収入率
27年度	40,270,848,914	41,270,711,687	39,924,321,201	57,141,544	1,289,248,942	99.1	96.7
26年度	37,527,697,176	39,513,329,732	37,721,215,531	64,686,088	1,727,428,113	100.5	95.5
増減	2,743,151,738	1,757,381,955	2,203,105,670	△ 7,544,544	△ 438,179,171	△ 1.4	1.2

平成27年度一般会計歳入決算の状況は、前年度と比較し、調定額は、1,757,381,955円（4.4%）、収入済額は2,203,105,670円（5.8%）それぞれ増加しています。

不納欠損額は、前年度より7,544,544円（11.7%）減少し、57,141,544円となりました。収入未済額は438,179,171円（25.4%）減少し、1,289,248,942円であり、内訳の主なものは、市税1,020,101,901円、市債79,700,000円です。

予算現額に対する収入率は99.1%で、調定額に対する収入率は96.7%でした。

ア 収入状況

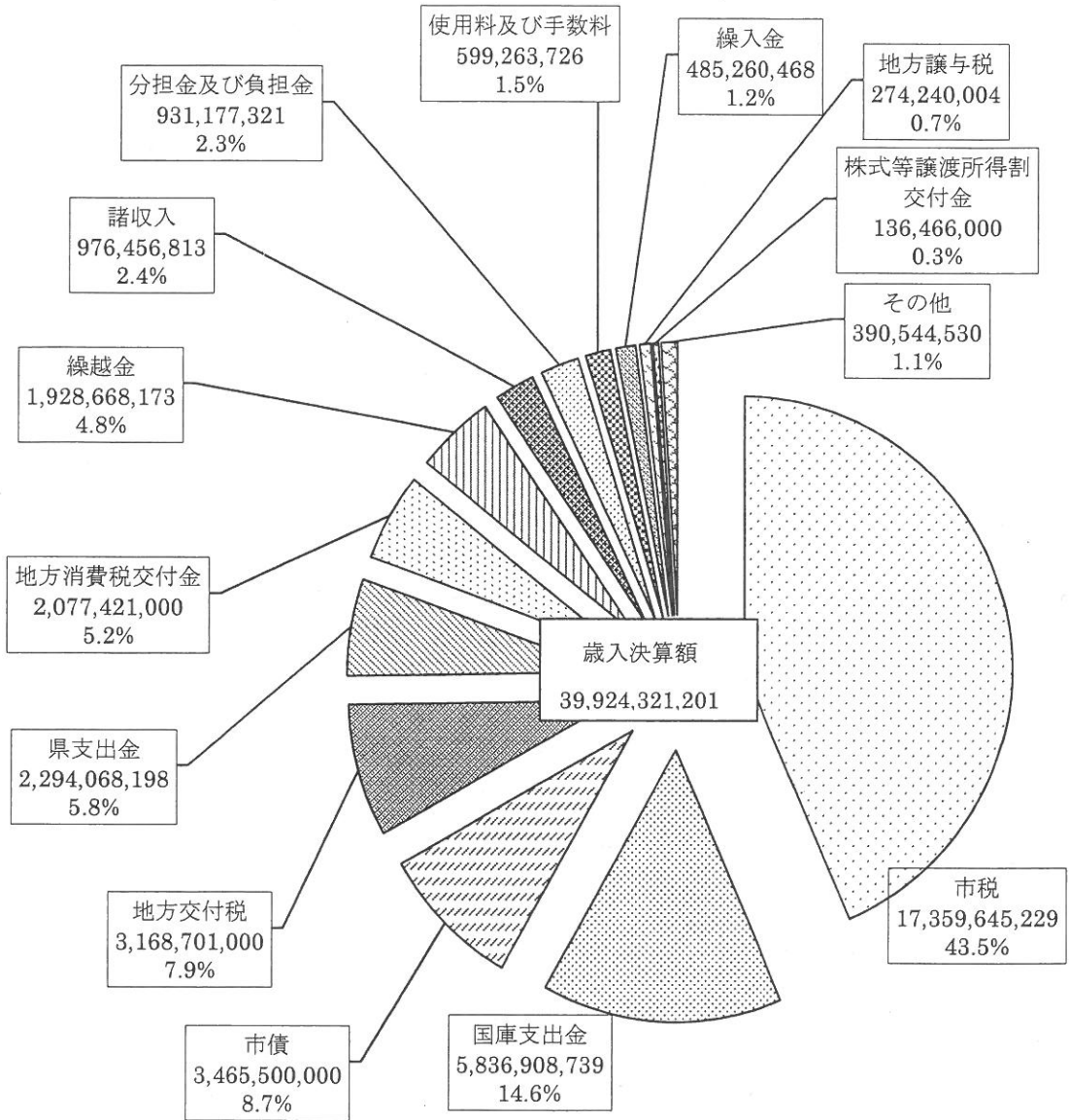
款別収入状況は、次表のとおりで、収入済額の主なものは、市税 17,359,645,229 円、国庫支出金 5,836,908,739 円、市債 3,465,500,000 円、地方交付税 3,168,701,000 円、県支出金 2,294,068,198 円でした。

款別収入状況

(単位:円・%)

科目		区分	調定額	収入済額	収入率
1	市	税	18,431,430,172	17,359,645,229	94.2
2	地	方 譲 与 税	274,240,004	274,240,004	100.0
3	利	子 割 交 付 金	35,819,000	35,819,000	100.0
4	配	当 割 交 付 金	130,520,000	130,520,000	100.0
5	株	式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	136,466,000	136,466,000	100.0
6	地	方 消 費 税 交 付 金	2,077,421,000	2,077,421,000	100.0
7	ゴ	ル フ 場 利 用 税 交 付 金	25,983,335	25,983,335	100.0
8	自	動 車 取 得 税 交 付 金	72,931,000	72,931,000	100.0
9	地	方 特 例 交 付 金	61,084,000	61,084,000	100.0
10	地	方 交 付 税	3,168,701,000	3,168,701,000	100.0
11	交	通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,370,000	15,370,000	100.0
12	分	担 金 及 び 負 担 金	950,774,982	931,177,321	97.9
13	使	用 料 及 び 手 数 料	634,846,693	599,263,726	94.4
14	国	庫 支 出 金	5,912,780,739	5,836,908,739	98.7
15	県	支 出 金	2,294,068,198	2,294,068,198	100.0
16	財	産 収 入	22,257,414	22,257,414	100.0
17	寄	附 金	26,579,781	26,579,781	100.0
18	繰	入 金	485,260,468	485,260,468	100.0
19	繰	越 金	1,928,668,173	1,928,668,173	100.0
20	諸	収 入	1,040,309,728	976,456,813	93.9
21	市	債	3,545,200,000	3,465,500,000	97.8
合		計	41,270,711,687	39,924,321,201	96.7

イ 款別歳入決算額構成図



その他の内訳		
配当割交付金	130,520,000	(0.3%)
自動車取得税交付金	72,931,000	(0.2%)
地方特例交付金	61,084,000	(0.2%)
利子割交付金	35,819,000	(0.1%)
寄附金	26,579,781	(0.1%)
ゴルフ場利用税交付金	25,983,335	(0.1%)
財産収入	22,257,414	(0.1%)
交通安全対策特別交付金	15,370,000	(0.0%)

ウ 27年度一般会計歳入(収入)決算

■主な歳入内容等

(単位:千円)

区 分	内 容
市 税	市の歳入の中心で、市民税、固定資産税、軽自動車税などです。 ○市民税 9,216,535 ○固定資産税 6,122,564 ○軽自動車税 111,410
地 方 譲 与 税	本来市税となる税源をいったん国税として徴収し、市に譲与されるものです。
利 子 割 交 付 金	預金などの利子所得の課税に対して県から交付される交付金です。
地方消費税交付金	消費税の1.7%相当額が地方消費税として国から県に交付される交付金です。
地方特例交付金	地方税の減収補てんのために交付されるものです。
自 動 車 取 得 税 交 付 金	県に納付された自動車所得税の一定割合が県から市に交付されるものです。
配当割・株式等譲渡所得割交付金	県から株などの配当や譲渡所得に対して交付される交付金です。
地 方 交 付 税	地方自治体の財源として、国が使い方特定せずに交付するものです。 ○普通交付税 2,921,342 ○特別交付税 208,279 ○震災復興特別交付金 39,080
分担金及び負担金	特定の事業を行うことにより利益を受ける団体や個人から徴収するものです。
使用料及び手数料	市の施設利用や行政サービスに対する料金として徴収するものです。
国・県支出金	国や県から特定の事業を実施するために交付されるものです。
繰 入 金	弾力的な資金運用を行うため、基金や特別会計から繰り入れるものです。
繰 越 金	前年度決算で生じた剰余金のうち、平成26年度の歳入になるものです。
市 債	市の事業や財政運営のために国や金融機関等から借り入れる資金です。
そ の 他	財産収入・寄附金・諸収入の合計です。

(2) 歳出

(単位:円・%)

区分 年度	予算現額	支出済額	不用額	予算現額に対する比率	
				支出済額	不用額
27年度	40,270,848,914	38,447,566,097	1,022,266,517	95.5	2.5
26年度	37,527,697,176	35,792,547,358	1,037,300,904	95.4	2.8
増減	2,743,151,738	2,655,018,739	△ 15,034,387	0.1	△ 0.3

区分 年度	翌年度繰越額			予算現額に対する比率		
	継続費 通次繰越	繰越明許費	事故繰越	継続費 通次繰越	繰越明許	事故繰越
27年度	0	788,581,053	12,435,247	0.0	2.0	0.0
26年度	4,449,800	621,205,886	72,193,228	0.0	1.7	0.2
増減	△ 4,449,800	167,375,167	△ 59,757,981	0.0	0.3	△ 0.2

平成27年度一般会計歳出予算の状況は、前表のとおりで、支出済額は前年度と比較して2,655,018,739円(7.4%)増加しています。

ア 支出状況

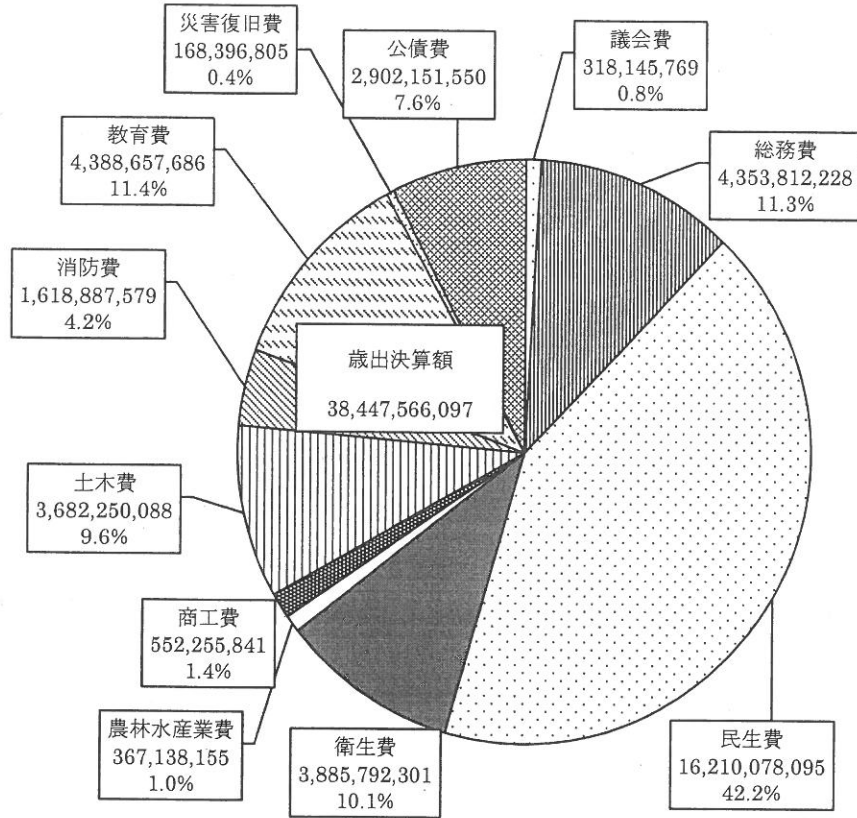
款別支出状況は、次表のとおりです。

(単位:円・%)

科目	区分	予算現額	支出済額	執行率
議会費		326,186,000	318,145,769	97.5
総務費		4,670,087,611	4,353,812,228	93.2
民生費		17,043,753,000	16,210,078,095	95.1
衛生費		4,018,953,800	3,885,792,301	96.7
農林水産業費		393,713,000	367,138,155	93.3
商工費		574,992,000	552,255,841	96.0
土木費		4,029,066,773	3,682,250,088	91.4
消防費		1,636,420,000	1,618,887,579	98.9
教育費		4,491,645,000	4,388,657,686	97.7
災害復旧費		180,658,730	168,396,805	93.2
公債費		2,902,882,000	2,902,151,550	100.0
予備費		2,491,000	0	0
歳出合計		40,270,848,914	38,447,566,097	95.5

※執行率には、翌年度への繰越額は含みません。

イ 款別歳出決算構成図



ウ 27年度一般会計歳出(支出)決算

■主な歳出内容等

(単位:千円)

区 分	内 容
議 会 費	議会活動に要する経費で、議員の報酬や議会事務に使われます。
総 務 費	市の管理的経費と近隣センターなど他に区分できない経費です。 <ul style="list-style-type: none"> ・若者定住化に向けた情報発信事業 22,240 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業 9,742 ・防災行政無線施設維持管理費（防災行政無線デジタル化及び新設工事分） 113,704
民 生 費	高齢者や障害者、児童などの社会福祉に使われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時福祉給付金支給事業 131,874 ・子育て世帯臨時特例給付金支給事業 48,378 ・こども発達センター施設整備事業 352,559
衛 生 費	病気予防のための各種検診、環境対策、ごみ処理などに使われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業（産後ケア事業分） 5,419 ・じん芥処理放射能対策費（剪定枝木等チップ化放射能対策分） 407,048 ・手賀沼親水広場運営費 31,613 ・手賀沼親水広場施設改修事業 12,642
農 林 水 産 業 費	地産地消の推進など農業の振興や農業委員会の運営に使われます <ul style="list-style-type: none"> ・手賀沼沿い農地活用推進事業費（手賀沼沿い農用地活用推進事業分） 45,836 ・地産地消推進事業（農業拠点施設整備事業分） 5,814
商 工 費	商業や工業の振興、観光事業、消費生活の改善などに使われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付商品券発行事業 190,228
土 木 費	道路や公園の整備、排水対策など快適なまちづくりのために使われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・布佐駅南側まちづくり事業 151,314 ・道路維持管理費（道路の維持補修分） 39,369 ・人にやさしい駅整備事業（新木駅南北口エレベーター・エスカレーター設置負担金分） 349,413 ・下新木踏切道の改良 3,335

消 防 費	<p>防火や救急業務など市民生活の安全の安全を守るために使われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎維持補修費（消防本部庁舎大規模改修工事分） 349,413 ・車両購入費(高規格救急自動車の新規整備分) 35,466
教 育 費	<p>小・中学校の運営や社会教育事業、図書館・市民体育館などに使われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育推進事業 4,525 ・旧井上家住宅の保存と活用 55,021
災 害 復 旧 費	<p>大規模な災害が発生した場合に、その復旧に要する経費です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布佐東部地区防災施設整備事業 84,246
公 債 費	<p>市債として借りた資金に利子を付けて返済するものです。</p>

■主な質疑概要

質問:市有地の樹木が成長し、近隣農作物の生育の障害となっているので樹木を剪定したとあるが、1箇所約382万円は高過ぎる。どの様に伐採したのか。

答弁:ビニールハウスに陽が当たるように、約760平方メートル79本の樹木の剪定を行った。伐採・伐根は行っていない。

質問:こども発達センターの整備は、センターを利用する保護者等の声が形になったものだと思うが、増築して利用状況にどのような変化があったか。また、備品等に過不足はないか。

答弁:平成27年度の利用者数は773人でしたが、28年度は8月末現在で677人と利用者数は増えている。また、備品等について、保護者から過不足についての声はないが、今までなかった、つり具という、感覚統合する道具が整備され、保護者から好評を得ている。

質問:各種お祭りに市あるいは商工会を通じて助成金として支出されている金額の公平性について、算定の根拠は。(手賀沼花火大会983,000円、あびこカップまつり480,000円、布佐新緑まつり560,000円、ほくほく北まつり200,000円、ほくほくサンバ200,000円、天王台地区市民まつり400,000円、天王台ふれあい夏まつり180,000円、産業まつり1,700,000円、我孫子地区市民まつり400,000円、布佐もみじまつり400,000円、利根町花火大会850,000円)

答弁:祭り等への助成金の支出には、様々な団体と話してきたが、金額を決めるのに一定のルールやコンセプトがあったか精査する。市や商工会の主催・共催になっていない利根町花火大会への支出については、かなりの年月協力してきた経緯がある。全体を見直す中で、しっかりと見直していきたい。また、祭りに対する市の関わり方を全体として整理したい。

質問:国の緊急経済対策として、地元消費拡大、地域経済活性化のために、市内商店等で使用できるプレミアム商品券を発行したが、その効果と検証結果は。

答弁:約7億円以上の市内消費の拡大につながった。また、商工会への加入が増えたこと、商店会のつながり、連携が図られた。

質問:我孫子市における歴史的建造物である旧井上家住宅を、正しく保存するために必要な予算は。また、保存整備工事の終了日はいつか。

答弁:文化財の工事費は、目視ではなく、個々の部材を積み上げて初めて分かるので、現時点では総予算を示すのは難しい状況である。今後、どの時点で正確な金額がでるか、またスケジュールの変更についても整理し提出したい。なお、全ての工事が終了するのは平成36年を予定している。

質問:平成27年度に布佐中区をモデル地区としてスタートした「小中一貫教育」の導入目的である、「豊かな心」は育まれているか。「確かな学力」はついているか。一年目の効果（成果・変化・手応え）は。

答弁:布佐中学校区においては、不登校もいじめもほとんどない。特に布佐中学校において不登校はない。学力については、1年2年で結果がでるものではないが、学力状況調査の結果では昨年と比べ布佐中学校区では上がっている。特に活用型という知識と応用力の向上が見られる。

我孫子市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動の原則（第2条、第3条）

第3章 市民と議会の関係（第4条—第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条—第12条）

第5章 委員会活動（第13条）

第6章 議会及び事務局体制の充実（第14条—第19条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条—第22条）

第8章 条例の位置付け及び見直しの手続（第23条、第24条）

附則

我孫子市議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた我孫子市長とともに、市民の信託を受け我孫子市の代表機関を構成している。議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

私たちの我孫子市は、歴史・文化・自然を大切にし、手賀沼や利根川に囲まれた水と緑の豊かな環境を生かしたまちづくりを基本に歩み続けてきた。

これまで我孫子市議会は、議会運営の活性化と開かれた議会を目指し議会改革に取り組んできたが、我孫子市を取り巻く社会環境は急速に変化を続けている。このような環境の変化に適切に対応し、持続可能な自治体として発展していくためには、市民の信託を受けた意思決定機関である議会は絶えざる自己変革を行っていかなければならない。

我孫子市議会は、今後の議会のあり方を明確にし、議会機能の充実と議会の活性化をより一層進め、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会における規範として、ここに我孫子市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動に関する原則、責務等の基本的事項を定めることにより、市民に開かれた倫理観ある質の高い議会として市民の負託に応えるとともに、市議会の活性化を図り、住民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動の原則

(議会活動の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民を代表する議事機関として市民に開かれた議会とし、公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議決責任を重く認識し、迅速に議会としての意思決定を行うこと。
- (3) 多様な市民の声を的確に把握し、市政に反映させること。
- (4) 議員間の討議を積極的に行い、市政の課題に関する論点や争点を明らかにすること。
- (5) 政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (6) 市民の意思を市政に的確に反映させるため、継続的に議会改革に取り組むこと。

(議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 二元代表制の一翼を担う意思決定機関の一員であることを認識し、議員間の討議を重んじること。
- (2) 市政の課題及び多様な市民の声を的確に把握し、政策立案及び政策提言を行うことにより、市民生活の向上を目指すこと。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。
- (4) 自らの議会活動について、市民に対して説明責任を果たすよう努めること。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開)

第4条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、すべての会議を原則公開とする。

(議会への市民参加)

第5条 議会は、市民の意向を議会活動に反映させるため、公聴会や参考人制度を積極的に活用し、市民の意見を聴く機会を確保するよう努めるものとする。

(議会報告会及び市民との意見交換)

第6条 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うものとする。

2 議会は、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、事案に応じて市民との意見交換の場を設けるものとする。

3 議会報告会及び市民との意見交換に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(議会と市長の関係)

第7条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の趣旨を踏まえ、常に市長と健全な緊張関係を保ち、市政発展に取り組まなければならない。

2 議長から本会議及び委員会に出席を要請された者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対して、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

(議決事件の追加)

第8条 議会は地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

(議会審議における論点整理)

第9条 議会は、重要な政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長その他執行機関(以下「市長等」という。)に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算
(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(予算及び決算の審議)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい説明を求めるものとする。

- 2 議会は、市長等が予算を適切に執行しているか監視し、評価を行うものとする。
- 3 議会は、決算審議に当たって市長等が執行した事業等の評価を行うものとする。

(議会費の充実)

第12条 議会は、適正な議会の活動費を充実するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

第5章 委員会活動

(委員会の活動)

第13条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

- 2 議会は常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、公聴会及び参考人制度を活用するものとする。
- 3 議会は、委員会審査に当たり、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うように努めなければならない。
- 4 委員長は、議員間の討議を積極的に行い、委員長報告に当たっては、審査における論点や争点を明確にするよう努めるものとする。

第6章 議会及び事務局体制の充実

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

3 議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(他の自治体の議会等との交流及び連携)

第15条 議会は、他の自治体の議会等との交流及び連携を図り、分権時代に対応した議会のあり方についての調査研究を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

(議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

(政務活動費)

第19条 政務活動費は、我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第26号)の定めるところにより、適正に執行しなければならない。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、品位を重んじ、高い見識を身につけなければならない。

(議員定数)

第21条 議員定数は、我孫子市議会議員定数条例（平成14年条例第21号）で定める。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

（議員報酬）

第22条 議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第15号）で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握するものとする。

3 議会は、前項の規定により把握した結果を市長に報告するものとする。

第8章 条例の位置付け及び見直しの手続

（条例の位置付け）

第23条 この条例は、議会における規範とする。

2 議会は、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

（見直し手続）

第24条 議会は、この条例の目的の達成の可否について、適宜、検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。

3 この条例の改正に当たっては、本会議において改正理由及び改正案の提出に至った経緯について説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

